

九州地方整備局事業評価監視委員会 規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成15年3月31日付け、国官総第702号の2、国官技第351号の2国土交通事務次官通達)及び国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領(平成15年3月31日付け、国官総第702号の2、国官技第351号の2国土交通事務次官通達)(以下、「要領」という。)に基づいて九州地方整備局(以下、「整備局」という。)に設置する九州地方整備局事業評価監視委員会(以下、「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、九州地方整備局長(以下、「局長」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び対応方針(原案又は案)の提出を受け、要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針(原案)について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。
- 三 事後評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針(案)について審議を行い、あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性についても審議を行い、それらに対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、九州の実情をよく理解し、人格・識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる有識者等のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は12人以内で組織する。
- 3 地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 8 委員長は、会務を総理する。
- 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係港湾管理者等)

第4条 港湾事業に関して、第2条の事務を処理するにあたり、委員会は、第2条第一号の規定に従い報告される再評価及び事後評価された結果等並びに第2条第二号及び第三号の規定に従い提出される対応方針に関係する港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、審議方法を定めた九州地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、九州地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

(その他)

第7条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価又は事後評価を実施することが効率的な場合には、事業評価監視委員会に関し、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用することができる。

(施行)

第8条 本規則は、平成13年7月10日から施行する。

2 本規則の施行に従い、「九州地方建設局事業評価監視委員会規則（平成10年9月10日、平成12年2月1日（一部改正）」及び「第四港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会規則（平成12年12月25日）」は廃止する。

3 一部改正 平成15年7月3日